

# 東京音楽大学大学院音楽研究科規程

平成14年4月1日制定

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京音楽大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京音楽大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 研究科は、より広い視野に立って音楽についての深い技術を授け、高い表現力を養い、自立した演奏や創作、研究活動を行う優れた演奏家、作曲家、教育研究者を養成することを目的とする。

(指導教員)

第3条 研究科の各課程の指導教員は、研究科長が定めるものとする。

(授業科目及び単位)

第4条 研究科の各課程における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(成績の評価)

第5条 研究科における成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

2 前項の成績評価を表す評語及び判定は次のとおりとする。

	評語	判定
90点～100点	A+	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
単位認定された科目及び合格と認められた科目の評価	P	合格
59点以下	F	不合格
評価外	X	不合格

## 第2章 修士課程

(研究領域)

第6条 修士課程の各専攻に置く研究領域は、次のとおりとする。

専攻	研究領域
器楽専攻	鍵盤楽器研究領域 弦楽器研究領域 管打楽器研究領域 室内楽研究領域
声乐専攻	独唱研究領域 オペラ研究領域
作曲指揮専攻	作曲研究領域 指揮研究領域
音楽文化研究専攻	音楽教育研究領域 音楽学研究領域 ソルフェージュ研究領域 多文化音楽研究領域

(履修方法)

第7条 学生は、別表に掲げる研究領域の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて32単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 学生は、研究領域における研究上の必要から、指導教員の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、履修した授業科目の単位は、前項の単位に通算できないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第8条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第9条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科長の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもって、これに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の審査及び試験)

第10条 修士論文等の審査及び試験は、東京音楽大学学位規則の定めるところによる。

### 第3章 博士後期課程

(履修届及び研究計画の届出)

第11条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて履修届及び研究計画を所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第12条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科長の承認を得た授業科目については、平常の

成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の審査及び試験)

第13条 博士論文等の審査及び試験は、東京音楽大学学位規則の定めるところによる。

#### 第4章 雑則

第14条 この規程の定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月16日から施行し、改正後の別表（器楽専攻鍵盤楽器研究領域ピアノ）備考のピアノ・エクセレンスの規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第5条関係別表大学院カリキュラム、声楽専攻オペラ研究領域の表のコレペティ演習の2年次の単位数は、当該年次に在籍する学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 改正後の規程第4条関係別表大学院カリキュラム、声楽専攻独唱研究領域の表の声楽特殊研究Ⅱの2年次の単位数は、当該年次に在籍する学生から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条2項の表は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条2項の表は、平成31年4月1日から適用する。